

令和5年3月13日

保護者の皆様

京都市立向島秀蓮小中学校  
校長 上野政弘

### 春季休業期間中の健康管理について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年5月8日から第5類に変更されることが決定していますが、それまでの間、本市立学校・幼稚園では、これまでと同様の健康観察等の対応をお願いすることとしています。

#### 各家庭におかれでは、春季休業期間中におきましても、お子様をはじめ、ご家族の体調・健康管理の徹底、保健衛生意識の向上と実践に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、休業期間中に本校児童生徒等の感染が判明し、他の児童生徒等に影響があると考えられる場合は、感染拡大防止のため、お子様の検査等についてご協力ををお願いすることもございますので、あらかじめご承知おきください。

なお、国において、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めるなどを基本とする」等の方針が示されていますが、令和5年4月1日から適用することとされていますので、春季休業期間を含め、令和4年度中（3月末）にお子様が登校する際は、従来どおりの感染症対策へのご協力をお願いします。（マスクの着用等、新年度における感染症対策については、4月以降、できる限り早い段階で、HP上で公表する等、改めてお知らせします。）

本校におきましても、来年度も引き続き感染拡大防止に万全を期しながら教育活動に取り組んでまいりますので、よろしくお願ひいたします。

記

#### 1 健康状態の把握

① 引き続き、毎日朝晩、お子様の体温を測定し、発熱や咳などの症状はないか等、健康観察を行い、その結果を添付の「健康観察票」にご記入ください。本票は必要に応じて学校に提出していただく場合がありますので、1ヶ月程度は大切に保管してください。

また、保護者の皆様も、お子様と一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めていただくことをお願いいたします。

② お子様が部活動等の機会に登校される際は、必ず「健康観察票」を持参させてください。

登校前の健康観察で発熱や咳等の症状がみられた場合は、学校に連絡のうえ、感染拡大防止のため、必ず登校を控えて自宅で休養させてください。

※「健康観察票」の様式はこれまでお配りしているものと同じです。

③ お子様に発熱や体がだるい、咳が出る、のどが痛いなどの症状があるときは、かかりつけ医など、身近な医療機関（地域の診療所、病院）に、まず電話で相談し、速やかに受診してください。休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話 414-5487、365日24時間受付）に連絡してください。

④ ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 611-3346）へ連絡してください。また、保健所等からお子様の自宅待機について要請があった場合は、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

裏面あり

## 2 感染症対策の徹底

- 生活習慣が乱れやすい時期であることを踏まえ、各家庭におかれましても、健康的な家庭での過ごし方や基本的な感染症対策の実践をお願いします。

- 規則正しい生活習慣を！
- 帰宅後や食事前、トイレ後等の手洗いの徹底！
- 場面に応じた適切なマスク着脱を！  
(屋外で作業・運動等をされる際は十分に御留意をお願いします！)

## 3 マスクの着用について

国において「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めることが基本とする」等の方針が示されていますが、令和5年4月1日から適用することとされていますので、春季休業期間を含め、令和4年度中の学校教育活動内については、従来どおりの考え方に基づき、場面や状況に応じたメリハリのあるマスクの着用を子どもたちに指導してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※なお、学校教育活動外においては、以下のとおり、令和5年3月13日以降、「マスク着用は個人の判断が基本」とする方針が厚生労働省より示されています。

(参考) 厚生労働省からのお知らせ

※学校教育活動においては、令和5年3月31日までは従来の感染症対策を実施します

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

**令和5年3月13日から**

**マスク着用は個人の判断が基本となります**

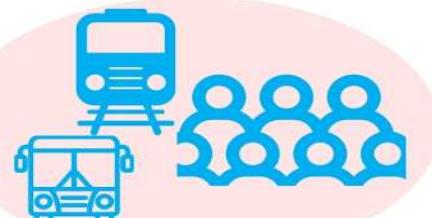
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・  
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



基礎疾患を有する方

慢性肝臓病  
がん  
心血管疾患 など



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、  
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります